

ふるさと文化の館情報

ふるさと文化の館 72-2120

*** 美術館 ***

小野町美術展(後期)

会 期 11月20日(土)から28日(日)まで
午前9時から午後5時まで
休 館 日 11月22日(月)
入 場 料 無料

小野町美術展は町民の皆さんの作品を展示する美術展で、今年で30年目を迎えます。

後期は、絵画・押し花・タペストリー・写真・ポーセラーツ・彫型画の作品を展示します。どの部門も力作ぞろいです。

皆さんでお誘い合わせのうえお出掛けください。

和紙ちぎり絵展を開催しました

「和紙ちぎり絵展—四季の彩り—」9月25日から10月11日まで開かれました。

会場には四季折々の風景を表現した作品や小物など約150点が並び、来館者の目を楽しませていました。

会期中に開催されたワークショップでは、参加者たちがミニ色紙作りにチャレンジし、講師の説明に耳を傾けながら作品を仕上げました。

訪れた人たちは、和紙の柔らかく温かな作品に触れ、ゆったりとした時間を過ごしていました。



ワークショップの様子

*** 郷土史料館 ***

小野町の土偶が展示されています

福島県文化財センター白河館(まほろん)では、「ふくしま里帰り展 ふくしまの土偶」と題した企画展を開いています。これは、福島県内で出土した土偶が一堂に集まった貴重な展示です。

小野町の遺跡では、矢大臣遺跡から5点・こまちダム遺跡から2点の土偶が出品されています。まほろんでの展示終了後には福島県立博物館に移動して展示される予定です。

福島に歴史に触れにお出掛けください。

展示期間

福島県文化財センター白河館
9月25日(土)から11月28日(日)まで
福島県立博物館
12月7日(火)から平成23年1月30日(日)まで



矢大臣遺跡出土土偶

税務署からのお知らせ

●相続または贈与に係る生命・損害保険契約などに基づく年金の税務上の取り扱いの変更について

遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決があり、このような年金に係る税務上の取り扱いを改めることになりました。平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納め過ぎとなっている方については、その納め過ぎとなつていてる所得税が還付となりますので、必要な手続(更正の請求または確定申告など)をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付の手続については、国税庁ホームページ[www.nta.go.jp]をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早めの手続をお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税となる

場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかつた方も対象となります。

従業員の住民税は「特別徴収」で納税を

所得税は給与から徴収していますが、個人住民税(町・県民税)は特別徴収していません。ということはありませんか。地方税法により給与所得者の個人住民税は、原則、特別徴収していただくことになっています。

●特別徴収とは

特別徴収とは、事業者(給与支払者)が、従業員の毎月の給与から個人住民税を天引きし、従業員の居住している市区町村毎に取りまとめて納税する制度です。

●特別徴収のメリット

▽特別徴収の場合、6月から翌年5月にかけて最大12回で納めていただくため、普通徴収(個人で納税)よりも分割数が大きく、1回当たりの支払金額が小さくなります。

▽事業者(給与支払者)が毎月の給与から天引きして納税を行うため、従業員の方が金融機関へ出向く手間が省け納税のし忘れがなくなります。